



発行 新潟県

第30号

平成29年4月18日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 520 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2及び第5条の3により知事が定める額の一部改正（総務事務センター）
- 521 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条により知事が定める金額の一部改正（総務事務センター）
- 522 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 523 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
- 524 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定（障害福祉課）
- 525 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 526 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 527 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 528 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 529 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 530 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 531 換地処分（農地整備課）
- 532 平成29年度地籍調査事業計画（前年度繰越分）の策定（農村環境課）
- 533 基本測量の実施通知（監理課）
- 534 公共測量の終了通知（監理課）
- 535 公共測量の終了通知（監理課）
- 536 公共測量の終了通知（監理課）
- 537 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 538 道路の区域変更（道路管理課）
- 539 道路の供用開始（道路管理課）
- 540 道路の区域変更（道路管理課）
- 541 道路の供用開始（道路管理課）
- 542 道路の区域変更（道路管理課）
- 543 道路の供用開始（道路管理課）
- 544 道路の区域変更（道路管理課）
- 545 道路の供用開始（道路管理課）
- 546 道路の区域変更（道路管理課）
- 547 道路の供用開始（道路管理課）
- 548 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 549 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

労働委員会告示

- 2 新潟県労働委員会あっせん員候補者（労働委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第520号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により、平成17年6月新潟県告示第1360号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額）の一部を次のとおり改正する。

平成29年 4 月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 年齢階層、最低限度額、最高限度額			1 年齢階層、最低限度額、最高限度額		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>4,751円</u>	<u>13,287円</u>	20歳未満	<u>4,688円</u>	<u>13,207円</u>
20歳以上25歳未満	<u>5,333円</u>	<u>13,287円</u>	20歳以上25歳未満	<u>5,173円</u>	<u>13,207円</u>
25歳以上30歳未満	<u>5,894円</u>	<u>13,958円</u>	25歳以上30歳未満	<u>5,721円</u>	<u>13,589円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,233円</u>	<u>16,456円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,139円</u>	<u>16,312円</u>
35歳以上40歳未満	<u>6,654円</u>	<u>19,157円</u>	35歳以上40歳未満	<u>6,571円</u>	<u>18,803円</u>
40歳以上45歳未満	<u>6,893円</u>	<u>21,279円</u>	40歳以上45歳未満	<u>6,750円</u>	<u>21,355円</u>
45歳以上50歳未満	<u>7,031円</u>	<u>24,269円</u>	45歳以上50歳未満	<u>6,865円</u>	<u>23,924円</u>
50歳以上55歳未満	<u>6,792円</u>	<u>25,630円</u>	50歳以上55歳未満	<u>6,738円</u>	<u>25,214円</u>
55歳以上60歳未満	<u>6,191円</u>	<u>24,976円</u>	55歳以上60歳未満	<u>6,057円</u>	<u>24,747円</u>
60歳以上65歳未満	<u>5,009円</u>	<u>20,297円</u>	60歳以上65歳未満	<u>4,916円</u>	<u>19,935円</u>
65歳以上70歳未満	<u>3,920円</u>	<u>15,558円</u>	65歳以上70歳未満	<u>3,930円</u>	<u>15,579円</u>
70歳以上	<u>3,920円</u>	<u>13,287円</u>	70歳以上	<u>3,930円</u>	<u>13,207円</u>

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成29年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第521号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第10条の2の規定により、平成16年6月新潟県告示第1391号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額）の一部を次のとおり改正する。

平成29年 4 月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 知事が定める額			1 知事が定める額		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要す	<u>(1) 1の月に介</u>	<u>その月におけ</u>	常時介護を要す	<u>(1) 1の月に介</u>	<u>その月におけ</u>

<p>る状態</p>	<p>護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>る介護に要する費用として支出された費用の額（その額が<u>10万5,130円</u>を超えるときは、<u>10万5,130円</u>）</p>	<p>る状態</p>	<p>護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>る介護に要する費用として支出された費用の額（その額が<u>10万4,950円</u>を超えるときは、<u>10万4,950円</u>）</p>
	<p>(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>5万7,110円</u>以下であるときに限る。）</p>	<p>月額<u>5万7,110円</u>（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）</p>		<p>(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>5万7,030円</u>以下であるときに限る。）</p>	<p>月額<u>5万7,030円</u>（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）</p>
<p>随時介護を要する状態</p>	<p>(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が<u>5万2,570円</u>を超えるときは、<u>5万2,570円</u>）</p>	<p>随時介護を要する状態</p>	<p>(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が<u>5万2,480円</u>を超えるときは、<u>5万2,480円</u>）</p>
	<p>(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>2万8,560円</u>以下であるときに限る。）</p>	<p>月額<u>2万8,560円</u>（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）</p>		<p>(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>2万8,520円</u>以下であるときに限る。）</p>	<p>月額<u>2万8,520円</u>（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）</p>

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

2 改正後の規定は、平成29年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第522号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年4月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
同行援護	南魚沼市社会福祉協議会訪問介護事業所	南魚沼市泉甲154番地1	社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会	平成29年4月1日
就労移行支援	障害福祉サービス事業所 ゆうきの里	阿賀野市山崎89番地	社会福祉法人阿賀北総合福祉協会	平成29年4月1日
就労移行支援	もみの木工房つばさ	長岡市東新町1丁目1番50号	社会福祉法人さんわ福祉会	平成29年4月1日
就労継続支援B型	もみの木工房ふたば	長岡市東新町1丁目6番8号	社会福祉法人さんわ福祉会	平成29年4月1日
生活介護	障害者サポートセンターのぞみ	妙高市大字小出雲2091番地3	社会福祉法人ほっと妙高	平成29年4月1日
就労移行支援				
就労継続支援B型				
短期入所				
短期入所	ショートステイ あいれふ妙高	妙高市大字除戸243番地	社会福祉法人越後上越福祉会	平成29年4月1日
同行援護	在宅介護サービス・カネコ有限公司	長岡市浦5041番地4	在宅介護サービス・カネコ有限公司	平成29年4月1日
同行援護	はもち訪問介護事業所	佐渡市羽茂本郷550番地	社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会	平成29年4月1日
同行援護	さわた訪問介護事業所	佐渡市河原田本町394番地	社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会	平成29年4月1日
同行援護	あいかわ訪問介護事業所	佐渡市相川羽田町57番地1	社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会	平成29年4月1日
同行援護	りょうつ訪問介護事業所	佐渡市春日1150番地20	社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会	平成29年4月1日
同行援護	はたの訪問介護事業所	佐渡市畑野甲531番地2	社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会	平成29年4月1日
共同生活援助	さくら	長岡市寺泊磯町7419	社会福祉法人 長岡福祉協会	平成29年4月1日
就労継続支援B型	ワークサポートまちなかまごころ	見附市本町4丁目3番3号	新潟県中越福祉事務組合	平成29年4月1日
生活介護	かどるあつぷ	新発田市五十公野5160番12	特定非営利活動法人新発田市手をつなぐ育成会	平成29年4月1日
短期入所	サンクスふじの	佐渡市新穂瓜生屋731番地2	社会福祉法人とき福祉会	平成29年4月1日
共同生活援助				
短期入所	新潟県新星学園	佐渡市下新穂90番地1	社会福祉法人しあわせ福祉会	平成29年4月1日
共同生活援助	グループホームこもれび	十日町市田中庚360-1	特定非営利活動法人	平成29年

			工房なかさと	4月1日
生活介護	さくらの里	五泉市石曾根309番地3	社会福祉法人中東福祉会	平成29年4月1日
自立訓練(生活訓練)	みのわの里工房ほたる	長岡市来迎寺2061番地	社会福祉法人中越福祉会	平成29年4月1日
就労継続支援B型				
就労継続支援B型	愛らんど相川	佐渡市相川栄町24番地	社会福祉法人しあわせ福祉会	平成29年4月1日

◎新潟県告示第523号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成29年4月18日

新潟県知事 米山 隆一

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
短期入所	新潟県新星学園	佐渡市下新穂90番地1	新潟県	平成29年3月31日
居宅介護 重度訪問介護	ホームヘルプサービス 黒条	長岡市黒津町字東田381番地	社会福祉法人朋友福祉会	平成29年3月31日
居宅介護 重度訪問介護	訪問介護ステーション 白ふじの里	燕市大字大曲2472番地1	社会福祉法人つばめ福祉会	平成29年3月31日
就労移行支援	みのわの里工房こしじ	長岡市浦4712番地1	社会福祉法人中越福祉会	平成29年3月31日
就労移行支援	みのわの里スマイルセンター三喜	長岡市塚町江底712番地1	社会福祉法人中越福祉会	平成29年3月31日
就労継続支援B型	あいかわ希望の家	佐渡市相川栄町24番地	特定非営利活動法人佐渡・島福祉サポート21	平成29年3月31日
就労継続支援B型	南さくら工房	上越市大手町5番32号	社会福祉法人さくら園	平成29年3月31日
生活介護	ほっと妙高ワークセンター	妙高市上町9番1号	社会福祉法人ほっと妙高	平成29年3月31日
共同生活援助	グループホームひまわり	南魚沼市浦佐262	社会福祉法人桐鈴会	平成29年3月31日

◎新潟県告示第524号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年4月18日

新潟県知事 米山 隆一

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
地域移行支援	指定一般相談支援事業所	長岡市城内町3-5-11	特定非営利活動法人	平成29年
地域定着支援	ふぁーれ	北野ビル1階	希望の会福祉会	4月1日

◎新潟県告示第525号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年4月18日

新潟県知事 米山 隆一

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
児童発達支援	かがやきこども園	阿賀野市寺社甲3848-212	社会福祉法人かがやき福祉会	平成29年4月1日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス おひさま	村上市山居町2丁目2-25	ノーティス株式会社	平成29年4月1日
児童発達支援	こどもプラス長岡教室	長岡市大島新町3丁目1-6	株式会社花開	平成29年4月1日
放課後等デイサービス				
放課後等デイサービス	おぢや童夢	小千谷市大字桜町677番6	おぢや童夢合同会社	平成29年4月1日
放課後等デイサービス	かどるあつぷ	新発田市五十公野5160番地12	特定非営利活動法人新発田市手をつなぐ育成会	平成29年4月1日

◎新潟県告示第526号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新発田市の新発田土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成29年4月18日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

監事 新発田市米倉1263番地1

齋藤 典能

就任年月日 平成29年3月28日

◎新潟県告示第527号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、燕市の須頃郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成29年4月18日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

理事 三条市下須頃90番地 長谷川 富一
(理事長)

〃 燕市井土巻210番地 遠藤 順一

〃 三条市上須頃1003番地 丸山 角治

〃 〃 上須頃938番地 熊谷 靖孝

〃 〃 上須頃2492番地 宮原 浩一

〃 〃 下須頃925番地 菫沢 康雄

〃 燕市井土巻404番地 吉田 久雄

〃 〃 小高356番地 柳原 芳男

〃 〃 佐渡58番地 山内 義則

監事 三条市上須頃121番地 小林 賢

〃 燕市佐渡84番地 江村 穰

就任年月日 平成28年12月1日

2 退任

理事 三条市下須頃90番地 長谷川 富一
(理事長)

〃 燕市井土巻210番地 遠藤 順一

〃 三条市上須頃1003番地 丸山 角治

〃 〃 上須頃904番地 丸山 政則

〃	〃	上須頃2585番地	山崎 光一
〃	〃	下須頃925番地	菫沢 康雄
〃		燕市井土巻404番地	吉田 久雄
〃	〃	小高356番地	柳原 芳男
〃	〃	佐渡347番地	吉田 稔
監事		三条市下須頃1194番地	平松 舘真
〃	〃	上須頃121番地	小林 賢
退任年月日 平成28年11月30日			

◎新潟県告示第528号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三条市の下田土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成29年4月18日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

理事		三条市森町1528番地	斎藤 幸男 (理事長)
〃	〃	笹岡2498番地甲	藤田 長一
〃	〃	笹巻甲157番地1	石月 正則
〃	〃	原1305番地	石月 茂男
〃	〃	駒込572番地	刈屋 洋一
〃	〃	下大浦1177番地	小浦方 功
〃	〃	早水507番地	坂井 利彦
〃	〃	名下668番地	坂井 浩行
〃	〃	長野844番地	大竹 進一
〃	〃	島川原21番地	大竹 昭
〃	〃	飯田2243番地	目黒 久人
〃	〃	新屋273番地1	木村 正
監事	〃	花淵855番地	神代 和七郎
〃	〃	大谷地617番地	小柳 正道
〃	〃	鹿峠700番地1	田村 桂一

就任年月日 平成29年4月7日

2 退任

理事		三条市北五百川3144番地	目黒 伸一 (理事長)
〃	〃	笹岡2218番地	目黒 正誠
〃	〃	原1305番地	石月 茂男
〃	〃	長沢1262番地	刈屋 米裕
〃	〃	駒込572番地	刈屋 洋一
〃	〃	下大浦1177番地	小浦方 功
〃	〃	早水507番地	坂井 利彦
〃	〃	名下668番地	坂井 浩行
〃	〃	森町1528番地	斎藤 幸男
〃	〃	南中27番地	五十嵐 泉示
〃	〃	飯田2191番地	堀江 貞光
〃	〃	新屋273番地1	木村 正
監事	〃	島潟25番地	小皆 茂
〃	〃	牛野尾174番地	熊倉 直信
〃	〃	鹿峠700番地1	田村 桂一

退任年月日 平成29年4月6日

◎新潟県告示第529号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成29年4月18日

新潟県十日町地域振興局長

1 就任

理事	中魚沼郡津南町大字下船渡甲1718番地3	桑原 紀夫 (理事長)
〃	〃 秋成1746番地	桑原 照雄
〃	〃 中深見乙716番地	富澤 實
〃	〃 下船渡丁4711番地	大平 勝則
〃	〃 下船渡己2616番地	桑原 浅孝
〃	十日町市倉俣甲1460番地	高橋 昭夫
〃	中魚沼郡津南町大字米原丙1160番地	藤木 正光
〃	〃 中深見丁13番地	藤ノ木 昇
〃	〃 上郷宮野原1249番地	島田 福一
〃	〃 上郷大井平2508番地	中島 芳文
〃	〃 赤沢3014番地	滝沢 寛
〃	〃 谷内2023番地	藤木 稔
〃	〃 上郷子種新田2515番地	半戸 正章
〃	〃 芦ヶ崎甲1117番地2	内山 純一
監事	〃 秋成9690番地	高橋 真二
〃	十日町市芋川乙681番地1	鈴木 正志
〃	中魚沼郡津南町大字上郷寺石戊793番地	富沢 壽朗

就任年月日 平成29年4月7日

2 退任

理事	中魚沼郡津南町大字下船渡甲1718番地3	桑原 紀夫 (理事長)
〃	〃 秋成1746番地	桑原 照雄
〃	〃 中深見甲5659番地	藤ノ木 利明
〃	〃 中深見乙998番地1	樋口 則郎
〃	〃 下船渡丁3181番地1	磯部 悌治
〃	〃 下船渡己2923番地	桑原 健太郎
〃	〃 外丸丙237番地	福原 喜世司
〃	十日町市倉俣甲1447番地	桑原 勇
〃	中魚沼郡津南町大字米原丙1160番地	藤木 正光
〃	〃 中深見丁62番地3	中村 儀勝
〃	〃 上郷宮野原1249番地	島田 福一
〃	〃 上郷大井平2508番地	中島 芳文
〃	〃 赤沢3284番地	松縄 廣道
〃	〃 谷内2023番地	藤木 稔
〃	〃 上郷子種新田2515番地	半戸 正章
〃	〃 芦ヶ崎甲1117番地2	内山 純一
監事	〃 秋成9690番地	高橋 真二
〃	〃 下船渡丁2610番地1	藤木 隆夫
〃	〃 上郷寺石戊793番地	富沢 壽朗

退任年月日 平成29年4月6日

◎新潟県告示第530号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区の定款の変更を平成29年4月10日認可した。

平成29年4月18日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新発田市を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備）事業佐々木南部郷地区に係る換地処分をした。

平成29年4月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第532号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成29年度地籍調査事業計画（前年度繰越分）を次のとおり定めた。

平成29年4月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
小千谷市	小千谷市の第30－1計画区・第30－2計画区及び第31－2計画区	平成29年3月31日から平成29年5月31日まで
十日町市	十日町市の市街第10計画区・市街第11計画区・市街第12計画区及び市街第13計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第36－2計画区及び第38計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第37－1計画区及び第56計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第一計画区・第二計画区及び第三計画区	平成29年3月31日から平成29年10月31日まで
刈羽村	刈羽村の第11－4計画区及び第11－5計画区	平成29年3月31日から平成29年5月31日まで

◎新潟県告示第533号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年4月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間 平成29年6月6日から平成30年3月31日まで
- 3 作業地域 長岡市、十日町市、妙高市、上越市、魚沼市、南魚沼市

◎新潟県告示第534号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年4月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（数値修正 地図情報レベル2500）
公共測量（地図編集 地図情報レベル10000）

- 2 作業期間 平成28年10月12日から平成29年 3月24日まで
- 3 作業地域 新潟市北区の一部及び西区の一部

◎新潟県告示第535号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、村上市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年 4月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（平成28年度 村上市道路台帳（山北地区）補正業務委託 都市計画図作成）
- 2 作業期間 平成28年 8月10日から平成29年 3月15日まで
- 3 作業地域 村上市山北地区

◎新潟県告示第536号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、村上市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年 4月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（平成28年度 村上市道路台帳（朝日地区）補正業務委託 都市計画図作成）
- 2 作業期間 平成28年 8月 9日から平成29年 3月15日まで
- 3 作業地域 村上市朝日地区

◎新潟県告示第537号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成29年 4月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 処分をした年月日 平成29年 4月 7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 株式会社マルフジ産業 代表取締役 長谷川 彰之
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県新潟市西蒲区真木1076番地
- 4 許可番号 新潟県知事（般-28）第45146号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

株式会社マルフジ産業の役員が、道路交通法違反により、新潟地方裁判所から懲役5月（執行猶予3年）の判決を受け、平成27年6月27日に刑が確定していたにもかかわらず、平成28年11月14日付けの建設業許可申請書に、建設業法第8条各号に規定する欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した略歴書を添付し、不正の手段により同年12月6日に建設業の許可を受けた。

このことが、建設業法第29条第1項第5号に該当すると認められる。

◎新潟県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 4月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新津村松線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市本町一丁目4802番3から	新	10.0～20.1メートル	283.2メートル

同市南本町二丁目899番1まで	旧	9.4～20.7メートル	283.9メートル
-----------------	---	--------------	-----------

備考 路線の重用
全区間県道新潟村松三川線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟村松三川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市本町一丁目4802番3から	新	10.0～20.1メートル	283.2メートル
同市南本町二丁目899番1まで	旧	9.4～20.7メートル	283.9メートル

備考 路線の重用
全区間県道新津村松線と重用

◎新潟県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年4月18日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 新津村松線
- 2 供用開始の区間
五泉市本町一丁目4802番3から同市南本町二丁目899番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年4月18日

◎新潟県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年4月18日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡栃尾巻線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市一之貝字古屋敷287番から	新	7.8～19.6メートル	226.8メートル
同市一之貝字古屋敷206番1まで	旧	6.7～13.0メートル	222.8メートル

◎新潟県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 4 月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 長岡栃尾巻線
- 2 供用開始の区間
長岡市一之貝字古屋敷287番から同市一之貝字古屋敷206番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年 4 月18日

◎新潟県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 4 月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝之又堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市根小屋字清水上5182番7から	新	6.5～8.4メートル	74.8メートル
同市根小屋字幅下526番3まで	旧	6.5～7.9メートル	74.6メートル

◎新潟県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 4 月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 滝之又堀之内線
- 2 供用開始の区間
魚沼市根小屋字清水上5182番7から同市根小屋字幅下526番3まで
- 3 供用開始の期日 平成29年 4 月18日

◎新潟県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 4 月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 月池松代線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市浦田字坂中7287番2から	新	7.5～26.5メートル	684.8メートル

同市浦田字泥之木7093番1まで	旧	7.5～24.0メートル	685.7メートル
------------------	---	--------------	-----------

◎新潟県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年4月18日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 月池松代線
- 2 供用開始の区間
十日町市浦田字坂中7287番2から同市浦田字泥之木7093番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年4月18日

◎新潟県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年4月18日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 菖蒲棚岡線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大島区牛ヶ鼻字大田2997番1から	新	6.8～29.4メートル	463.7メートル
同市大島区牛ヶ鼻字高坂2966番6まで	旧	5.2～13.2メートル	462.2メートル

◎新潟県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年4月18日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 菖蒲棚岡線
- 2 供用開始の区間
上越市大島区牛ヶ鼻字大田2997番1から同市大島区牛ヶ鼻字高坂2966番6まで
- 3 供用開始の期日 平成29年4月18日

◎新潟県告示第548号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月18日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 変更に係わる都市計画の種類
長岡都市計画用途地域（長岡市決定）

- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第549号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年 4 月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 琴平地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

病院局公告**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電動式骨手術装置システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年 4 月18日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量
電動式骨手術装置システム 1式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成29年 8 月31日（木）
 - (4) 納入場所
新潟県立新発田病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2516
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限
平成29年4月25日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所
平成29年4月28日(金)午前10時00分
新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
免除する。

(3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第2号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定により委嘱した平成29年4月6日現在の新潟県労働委員会あっせん員候補者は、次のとおりである。

平成29年4月18日

新潟県労働委員会

会長 兒玉 武雄

氏名	現職	略歴
兒玉 武雄	新潟県弁護士会 会長	新潟県弁護士会 副会長
櫻井 英喜	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
櫻井 香子	新潟大学法学部 准教授	さいたま地方検察庁 検事
中村 稚枝子	(福)新潟いのちの電話 理事	新潟県県民生活・環境部長

田中 恒彦	新潟大学教育学部 准教授	滋賀医科大学特任助教
橋本 義明	全国交通運輸労働組合総連合 信越地方総支部 書記長	頸城ハイヤー労働組合 書記長
齋藤 敏明	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 会長	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 事務局長
桑原 典子	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合 同盟 新潟県支部 会計監査	清水フードセンター労働組合 書記長
山阪 光男	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合 同盟 新潟県支部 支部長	全国繊維化学食品流通サービス一般労働 組合同盟 中央教育センター友愛の丘 教育部門長
牧野 茂夫	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 事務局長	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 県央地域協議会 議長
鈴木 和夫	(株)本間組 取締役相談役	(株)本間組 取締役専務執行役員
本間 哲夫	(一社)新潟県経営者協会 専務理事	(株)富有社 本社営業部付部長
中山 正子	(株)キタック 代表取締役社長	(株)キタック 専務取締役
川崎 敏幸	—	(株)リンコーコーポレーション 顧問
高橋 嘉津夫	北陸ガス(株) 取締役総務部長	北陸ガス(株) 長岡支社 支社長
田村 定文	新潟県労働委員会事務局長	新潟県佐渡地域振興局長
坂詰 千里	新潟県労働委員会事務局総務課長	新潟県監査委員事務局 監査主幹(次長補佐)